

令和 3 年度 第 1 回新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会報告書

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会規程第 2 条に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法

医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、医療放射線安全管理責任者から令和 2 年度における業務等の進捗状況及びその他医療安全に係る体制について説明を受け、各種資料を確認し、監査を実施しました。

- ・実施日 令和 3 年 8 月 31 日（火）
- ・実施場所 医歯学総合病院 病棟 1 2 階 大会議室
- ・出席委員 上村委員長、月岡委員、三部委員、田代委員、成田委員

2. 監査実施事項

- (1) 医療安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について
- (2) 医療安全管理責任者の令和 3 年度医療安全管理活動計画について
- (3) 医薬品安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について
- (4) 医療機器安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について
- (5) 医療放射線安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について

3. 監査の結果

- (1) 医療安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について

医療安全管理責任者から、令和 2 年度業務報告について説明を受け、その後、入院患者死亡・死産報告の速やかな督促について、2 つの識別子による患者確認実施によるインシデント数減少の効果について、事例の発生領域別集計における発生領域の内容について、院内事故調査委員会の例の調査に至る経緯について、医療相談窓口看護師長を配置した医療安全に関する情報連絡体制について、部署特有の問題や課題の改善について、復職者のインシデント発生を抑制する研修の実施についてなどの質問がなされましたが、重大な問題となるものは確認されませんでした。

- (2) 医療安全管理責任者の令和 3 年度医療安全管理活動計画について

医療安全管理責任者から、令和 3 年度活動計画について説明を受け、その後、令和 3 年度から新たに患者確認の方法に係る患者確認実施率についての質問がなされましたが、活動計画の内容は適切であり重大な問題となるものは確認されませんでした。

- (3) 医薬品安全管理責任者の令和 2 年度業務報告について

医薬品安全管理責任者から、令和 2 年度業務報告について説明を受け、その後、薬剤疑義照会の件数について、院外処方した内容について調剤薬局からの疑義照会の状況について、他患者の処方薬剤を借用した例の経緯について、適応症に関連して、先発品と後発品とで適応が異なるものがありその対応について、新規医療技術等管理センターでの例外規定を除く未承認等に該当する医薬品を使用する場合の事前申請についてなどの質問がなされました。重大な問題となるものは確認され

ませんでした。院外調剤薬局との院外処方箋のチェックや疑義照会、併用禁忌や最大投与量超過のケースについての情報交換など連携を模索していただきたいと思います。

(4) 医療機器安全管理責任者の令和2年度業務報告について

医療機器安全管理責任者から、令和2年度業務報告について説明を受け、重大な問題となるものは確認されませんでした。

(5) 医療放射線安全管理責任者の令和2年度業務報告について

医療放射線安全管理責任者から、令和2年度業務報告について説明を受け、重大な問題となるものは確認されませんでした。

4. 総括

上記のとおり、新潟大学医歯学総合病院における各責任者等の業務状況については、概ね良好であると判断されます。引き続き、更に高度な医療安全管理体制を構築するよう努めていただきたいと思います。

令和3年10月4日

新潟大学医歯学総合病院医療安全監査委員会

委員長 上村 朝輝